

日医発第 429 号 (保 100)
平成 20 年 7 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

フォリトロピン ベータ製剤 (遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤) の
保険適用上の取扱いについて

フォリトロピン ベータ製剤 (遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤) (薬価基準名 : フォリスチム注 300IU カートリッジ及び同 600IU カートリッジ) につきましては, 平成 20 年 6 月 20 日付厚生労働省告示第 339 号をもって薬価基準が一部改正され, 薬価基準に収載されたところであります (平成 20 年 7 月 10 日付日医発第 428 号にてご連絡済み)。

今般, フォリトロピン ベータ製剤 (遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤) が薬価基準に収載されたことに伴い, 平成 20 年 6 月 20 日付厚生労働省保険局医療課長通知により, 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」 (平成 20 年 3 月 5 日付保医発第 0305001 号) の一部が改正され, フォリトロピン ベータ製剤 (遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤) の保険適用上の取扱いについては, 下記のとおりとすることが示されました。

今回の改正内容につきましては, 新旧対照表のとおりであります。

つきましては, 今回の改正内容等に関して, 貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお, 「フォリトロピン ベータ製剤 (遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤) の保険適用上の取扱いについて」につきましては, 日本医師会雑誌 9 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中, 医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

記

- 1 フォリトロピン ベータ製剤 (遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤) の保険適用上の取扱いについて

本製剤は、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）別表第九の「在宅自己注射指導管理料，注入器加算，間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」とされている「性腺刺激ホルモン製剤」に含まれるものであるが，従前は，関連通知「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の別添1第2章第2部第2節第1款C101の(1)に基づき，本製剤については在宅自己注射指導管理料を算定できないものとして取り扱ってきたところである。

今般，この取扱いを改め，本製剤を「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合は，在宅自己注射指導管理料を算定できることとする。

2 関係通知の一部改正

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第2節第1款C101の(1)を次のように改める。

- (1) 在宅における排卵誘発を目的とする性腺刺激ホルモン製剤を用いた治療については，在宅自己注射指導管理料は算定できない。ただし，性腺刺激ホルモン製剤に含まれるフォリトロピン ベータ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）を，「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合に限っては，在宅自己注射指導管理料を算定できる。

以上

（添付資料）

1. フォリトロピン ベータ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）の保険適用上の取扱いについて

（平20.6.20 保医発第0620003号 厚生労働省保険局医療課長通知）

（参考資料）

1. 新旧対照表（日本医師会保険医療課）

平成20年6月20日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

フォリトロピン ベータ製剤(遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤)の
保険適用上の取扱いについて

今般「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成20年6月20日付け厚生労働省告示第339号をもって改正され、フォリトロピン ベータ製剤のカートリッジ製剤(専用のペン型注入器及び針を用いて投与する製剤であるフォリスチム注300IUカートリッジ及び同600IUカートリッジ)が薬価基準に収載されたこととあわせて、フォリトロピン ベータ製剤の保険適用上の取扱いについては下記のとおりとするとともに、関係する通知の一部を改正しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 保険適用上の取扱い

本製剤は、「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)別表第九の「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」とされている「性腺刺激ホルモン製剤」に含まれるものであるが、従前は、関連通知「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)の別添1第2章第2部第2節第1款C101の(1)に基づき、本製剤については在宅自己注射指導管理料を算定できないものとして取り扱ってきたところである。

今般、この取扱いを改め、本製剤を「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合は、在宅自己注射指導管理料を算定できることとする。

2 関係通知の一部改正

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第2節第1款C101の(1)を次のように改める。

- (1) 在宅における排卵誘発を目的とする性腺刺激ホルモン製剤を用いた治療については、在宅自己注射指導管理料は算定できない。ただし、性腺刺激ホルモン製剤に含まれるフォリトロピン ベータ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）を、「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合に限っては、在宅自己注射指導管理料を算定できる。

新旧対照表

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）

別添1第2章第2部第2節第1款

旧 通 知	新 通 知
<p>C101 在宅自己注射指導管理料</p> <p>(1) 在宅における排卵誘発を目的とする性腺刺激ホルモン製剤を用いた治療については、在宅自己注射指導管理料は算定できない。</p> <p>(2) (以下略)</p>	<p>C101 在宅自己注射指導管理料</p> <p>(1) 在宅における排卵誘発を目的とする性腺刺激ホルモン製剤を用いた治療については、在宅自己注射指導管理料は算定できない。ただし、性腺刺激ホルモン製剤に含まれるフォリトロピン ベータ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）を、「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合に限っては、在宅自己注射指導管理料を算定できる。</p> <p>(2) (以下略)</p>

(日本医師会保険医療課)